

公立大学法人会津大学研究倫理規程

(平成25年10月22日規程第3号)

(改正2018年4月1日規程第1号)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人会津大学（以下、「本学」という。）において行う、人間を対象とする実験及び調査研究等に関する指針（平成25年10月22日制定）（以下、「指針」という。）に基づき、人間を直接対象とし、個人からその人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集・採取して行われる実験及び調査研究等（以下、「人間を対象とする実験及び調査研究等」という。）についての審査を適正かつ円滑に実施することにより、研究の科学的正当性と倫理的妥当性を確保することを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 第1条に基づき、本学に、公立大学法人会津大学研究倫理委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(委員会の役割)

第3条 委員会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 第1条に定める目的の達成のため、人間を対象とする実験及び調査研究等の審査を行うこと。
- (2) 研究倫理に係る規程等に関すること。

(委員)

第4条 委員会は、会津大学利益相反委員会の構成員と同様、次に掲げる者により構成する。

- (1) 財務担当理事
- (2) 産学イノベーションセンター長
- (3) コンピュータ理工学部長
- (4) コンピュータ理工学研究科長
- (5) 会津大学短期大学部長
- (6) 会津大学学生部長
- (7) 先端情報科学研究センター長

2 前項各号の外、理事長は外部の有識者を委員に委嘱することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残余の期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員会の委員長に財務担当理事、副委員長に産学イノベーションセンター長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 委員長、副委員長、委員は、自己に関する事項については、審議に加わることができない。
- 5 委員長は、委員会での審議結果等については、理事長に報告するものとする。

(意見の聴取)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(申請)

第9条 審査を必要とする者(以下、「申請者」という。)は、研究倫理審査申請書(様式第1号)を理事長に提出するものとする。

(審査)

第10条 理事長は、前条の申請があったときは、速やかに委員会に諮るものとする。

- 2 委員会は、研究倫理審査申請書の内容について審査し、判定を行うものとする。
- 3 審査の判定区分は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 承認
 - (2) 条件付承認
 - (3) 変更の勧告
 - (4) 不承認
 - (5) 非該当
- 4 委員長は、書面審査の方法により審査、判定をすることができる。
- 5 委員長は、審査終了後、速やかに審査の結果を理事長に報告しなければならない。
- 6 理事長は、前項の報告に基づき、審査結果通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(再審査)

- 第11条 申請者は、審査の結果に異議があるときは、異議申立書（様式第3号）により再審査を求めることができる。
- 2 理事長は、前項の異議申立書を受理したときは、前条を準用して再度委員会に諮るものとし、委員会は異議申立書の内容を審査し、再判定を行うものとする。
- 3 委員長は、再審査終了後、速やかに再審査結果を理事長に報告しなければならない。
- 4 理事長は、前項の報告に基づき、再審査結果通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実施計画の変更)

- 第12条 申請者は、承認された研究内容に変更等（中止する場合を含む。）が生じた場合は、速やかに変更申請書（様式第5号）を理事長に提出するものとする。
- 2 理事長は、前項の変更申請書を受理したときは、速やかに委員会に諮るものとする。
- 3 委員会は、当該研究内容の変更について、第11条を準用し審査を行うものとする。

(研究の検証)

- 第13条 委員会は、研究終了後に、申請者から当該研究の結果について報告を求め、研究の検証を行う。
- 2 委員会は、研究の進行中、申請者から当該研究について報告を求め、調査することができる。この場合において、当該研究に改善すべき事項があるときは、必要な指導又は勧告を行わなければならない。

(情報の開示等)

- 第14条 第9条から第13条の規定に基づく報告及び審議結果等に係る第三者への説明責任は、委員会に帰属する。

(事務局)

- 第15条 委員会に関する事務は、企画連携課において処理する。

(雑則)

- 第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成25年10月22日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命される委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附則

この規程は、2018年4月1日から施行する。